

蒲郡市と蒲郡市内郵便局との包括連携に関する協定書

蒲郡市と蒲郡市内郵便局との包括連携に関する協定書

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、安全・安心なまちづくりと市民サービスの一層の向上を図るため包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- （1）災害支援に関すること。
- （2）廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。
- （3）道路の損傷等の情報提供に関すること。
- （4）高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民の見守りに関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協力方法等）

第4条 第2条各号に掲げる協力事項の具体的な実施方法等は、別紙のとおりとする。

（秘密の保持）

第5条 甲と乙は、本協定により知り得た個人情報及びその他の情報を自己の業務のために使用しないものとし、その情報を他に漏らさないものとする。

（相互連携）

第6条 甲と乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

附 則

平成9年5月23日付で締結した災害支援協力に関する覚書、平成13年3月30日付で締結した廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書及び平成10年6月30日付で締結した道路損傷等についての情報提供に関する覚書は、この協定の締結をもって廃止する。なお、廃止前の覚書に基づいて行われた情報提供等は、本協定に基づき行われたものとみなす。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 3月29日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉 印

乙 蒲郡市港町16番18号
蒲郡市内郵便局代表
日本郵便株式会社
蒲郡郵便局長 上田 元司 印

蒲郡市内郵便局 9局

局名	住所	電話番号
蒲郡郵便局	蒲郡市港町16番18号	0533-68-6001
三谷郵便局	蒲郡市三谷町港町通26番地	0533-68-7974
形原郵便局	蒲郡市形原町五反田2番地の5	0533-57-4252
蒲郡駅前郵便局	蒲郡市元町14番13号	0533-68-7970
蒲郡大塚郵便局	蒲郡市大塚町上中島3番地の7	0533-59-8840
三河西浦郵便局	蒲郡市西浦町馬々36番地の3	0533-57-4253
塩津郵便局	蒲郡市竹谷町元町2番地	0533-68-7971
蒲郡本町郵便局	蒲郡市中央本町29番10号	0533-68-7975
蒲郡豊岡郵便局	蒲郡市豊岡町国府地川23番地の4	0533-68-7976

(別紙)

第4条(協力方法等)に関する事項

(1) 災害支援に関すること。

(目的)

1 甲と乙は、蒲郡市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

2 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

3 甲と乙は、蒲郡市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じたとき、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る次に掲げる災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(註)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

4 甲と乙は、協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

5 協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

- 6 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

- 7 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

- 8 この事項に関する甲乙の連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 蒲郡市 総務部長

乙 日本郵便株式会社 蒲郡郵便局 総務部長

No.

自治体用

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当市役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 蒲郡市役所 電話：0533-66-1111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
（家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

No.

郵便局用

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 蒲郡郵便局 電話：0533-68-6001

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
（家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(2) 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、市内を常に清潔な状態に維持し市民の生活の安全と地域社会における環境整備を目指すこととする。

(定義)

- 2 「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に反して、廃棄物を投棄することをいう。

(通報の範囲)

- 3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、すべての公道（国道、県道及び市道）及びその沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合並びに不法投棄の現場を発見した場合は、甲に通報するものとする。

(通報方法)

- 4 3に定める情報提供は、別に定める様式で甲の産業環境部環境清掃課へファクシミリ（0533-57-3924）により行うこととする。ただし、乙において緊急を要すると判断した場合は甲の産業環境部環境清掃課へ電話（0533-57-4100）で通報する。

(免責)

- 5 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 6 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
蒲郡市産業環境部環境清掃課

(様式)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容 (該当する項目を○で囲む)	
連絡日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
緊急性	有 ・ 無
廃棄物等 不法投棄物 の内容及び 廃棄量	家電5品目：エアコン・テレビ・洗濯機・乾燥機・冷蔵庫 () 家具類 () 車両・バイク () その他 () ※廃棄されている品名・数量を記載
発生場所	
付近の略図	
情報提供者	郵便局 (電 話 :) (FAX :) (氏 名 :)
連絡先	蒲郡市役所 産業環境部 環境清掃課 TEL 0533-57-4100 FAX 0533-57-3924

(3) 道路の損傷等の情報提供に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、市民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

(対象道路)

- 2 対象とする道路は、蒲郡市の市域内に存する一般公共の用に供されている道路とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

(通報内容)

- 3 乙は、甲に対して知り得た次に掲げる事項で、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのあるものを、業務に支障のない範囲内で、通報するものとする。
 - (1) 道路の陥没、亀裂、穴ぼこ、段差等の発生による路面の不全
 - (2) 側溝蓋、マンホールの不全
 - (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
 - (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
 - (5) 工事箇所における安全対策の不備
 - (6) 物件等の散乱による通行阻害
 - (7) その他通行の安全を損なうおそれがあると思われる事項

(通報方法)

- 4 3に定める通報は、乙において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は業務に支障のない範囲で電話通報（建設部土木港湾課管理庶務係 0533-66-1135）する。緊急を要しないものは文書又はファクシミリ等でも行えるものとする。

(対応措置)

- 5 甲は、4による通報を受けたときは、速やかに現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。

また、甲は、甲の管理に属さない道路に関し4の通報を受けたときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

蒲郡市建設部土木港湾課

(様式)

道路情報提供報告書

連絡日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
補修の緊急性		有 ・ 無			
補修箇所等	道路の破損	陥没・穴ぼこ・凸凹・深い水たまり・その他 ()			
	側溝	蓋の破損・すき間・その他 ()			
	防護柵	倒壊の危機・損傷・その他 ()			
	道路反射鏡	倒壊・傾き・ミラーの破損・角度調整・その他 ()			
	道路標識	倒壊・文字が見えない・その他 ()			
	街路樹	倒木・枝が通行に支障・その他 ()			
	その他	()			
発生場所	蒲郡市 付近 (地区)				
付近の略図					
情報提供者	郵便局 (電 話 :) (FAX :) (氏 名 :)				
連絡先	蒲郡市役所 建設部 土木港湾課 TEL 0533-66-1135 FAX 0533-66-1191				

(4) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民の見守りに関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、業務上の連携を図ることにより、地域での孤立死の未然防止並びに認知症による徘徊、子どもへの虐待その他異変の早期発見及び早期対応を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(活動地域)

- 2 この事項の活動の対象となる地域は、蒲郡市内で乙が通常に業務を行う地域とする。

(協力事項)

- 3 乙は、日常業務において業務の支障のない範囲で何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲にその状況を連絡するものとする。ただし、緊急時は、必要に応じ、直接、警察署又は消防署へ通報するものとする。

なお、高齢者の見守り活動については、蒲郡市高齢者見守りネットワーク事業に関する協定書に準ずるものとする。

(対応)

- 4 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(免責)

- 5 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 6 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
高齢者については蒲郡市市民福祉部長寿課
障がい者、子どもその他の住民については蒲郡市市民福祉部福祉課

	あて先	TEL	FAX
	蒲郡市市民福祉部 長寿課	0533-66-1105	0533-66-3130
	蒲郡市市民福祉部 福祉課	0533-66-1104	

あて先に○をつけてください。

電話の場合は「地域見守り活動記載欄」の項目に基づき、内容をお伝えください。

地域見守り活動連絡票

見守り活動者記載欄	日連絡	年 月 日 ()		
		午前・午後 時 分		
	連絡者	郵便局名		
		連絡者氏名		
		電話番号	— —	
	見守り活動者記載欄	異変発見日時	年 月 日 ()	
			午前・午後 時 分	
		対象者氏名		
		住所	蒲郡市	
		電話番号	— —	
異変の状況		<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている <input type="checkbox"/> 極端にやせている <input type="checkbox"/> その他()		
蒲郡市 記載欄	対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	対応者氏名			
	対応状況			

